

安心・安全な審美歯科治療を目指して
～私たち日本歯科審美学会会員がすべきこと～

総務担当常任理事
東京医科歯科大学 大学院 う蝕制御学分野
大槻 昌幸

私たちが従事している審美歯科に関わる臨床・研究を取り巻く環境は、目まぐるしく変化しております。

昨年12月1日に「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、歯のホワイトニング治療の一部に、クーリングオフ制度が適用されることになりました。また、昨年6月14日に「医療法等の一部を改正する法律」が公布され、本年5月8日に「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」が策定されました。例えば、医療機関ホームページで認められていた術前・術後の症例写真の掲載も厳しく制限されます。これらの法改正の理由として、美容医療に関するトラブルが増加していることを挙げています。歯のホワイトニング治療を含む審美歯科治療が、美容医療に含まれるかどうかは議論のあるところですが、私たち会員は、法令を遵守して審美歯科治療に取り組むとともに、審美歯科の特徴を国民の皆様に広く啓蒙する責務があると考えます。

一方、本年4月14日に臨床研究法が公布されました。未承認・適応外の医薬品等の臨床研究や製薬企業等から資金提供を受けて実施される当該製薬企業等の医薬品等の臨床研究は、特定臨床研究とされ、研究計画の承認・研究の実施に際して厳格な法令遵守が求められております。学術大会での研究発表の際にも、未承認・適応外の医薬品等の臨床研究については、計画立案の時から配慮しなければなりません。

国民の皆様が安心して受けられる審美歯科治療を提供し、また、国民に信頼された歯科審美学の臨床研究が行えるよう、限られた時間ですが、これらの概要をお話しします。